

さまざまな「事実婚」を巡って

最高裁も迷う「新しい結婚形態」が増えた

16年に亘るパートナー婚で2人の子ともまでいるのに慰謝料を却下する判決が

2人に「関係存続の合意なし」

11月18日、最高裁で実にユニークな判決が出た。

約16年の間に子供を2人もうけても入籍せずに別居を続け、それぞれ独立した生計を持ち、お互いを束縛しないで協力しあう。

そんな「パートナー関係」にあった女性が、一方的に関係を解消した男性を相手取って、慰謝料500万円を請求していた「パートナー婚訴訟」について、最高裁第一小法廷(横尾和子裁判長)は、男性側に賠償義務はないと東京高裁判決を破棄し、女性側の賠償請求を棄却した。「夫婦のあり方」が多様化し、様変わりする「事実婚」の中にあつて、この判決は後退なのか前進なのか。

全国紙の司法担当記者がいう。「従来の内縁関係で賠償義務を認めるか認めないかは、結婚に近いかわいさで判断されてきた。ところが今回のケースはそれでは裁ききれないほど、新しい関係だった。2人の間に「関係存続の合意がなかった」から賠償義務はないとした。2人の関係を契約で成り立つビジネスに置き換えたらどうだろうという視点での判決だった」

「パートナー関係」は事実婚の一種だが、損害賠償を勝ち取った判例はない。一番の東京地裁判決は、「永続的な関係とはいえない」と女性の請求を棄却、二審の東京高裁は「関係存続の期待を裏切った」として、男性側に100万円支払うように命じ、男性側が受け入れられなかったとして最高裁に上告していた。

一番、二審で原告だった深見友紀子(京都女子大学教授47歳)は、「フェミニストでもジェンダー論者でもない。無類の仕事好きだからこそ起こったことだと思っています」と語る。

パートナーとなるA氏(49歳)と出会ったのは28歳のときだ。実家近くの結婚相談所を母が訪ね「同じ大学(東京芸術大学)出身の人が登録しているから会ってみれば」と薦められて出会った。しかし、結婚を話し合っているうちに同居は無理だと思ったという。

「私はグランドピアノを持っていたし、彼は古い美術の書籍を多数持っていた。どちらも置くことができて互いに仕事ができる家が見つからなかった。姓が変わるのもいやだった(深見氏)」

当時の深見氏は二つ目に入った東京芸大を卒業間近の大学4年生。社会に出るのが遅れたため、早く学んだことを活用した仕事に就きたいこと、早く一人前になりたい思いなどで焦っていたのだという。

音楽教室の講師をしながら、自宅でも教えていた。31歳のとき、A氏の強い希望で長女を妊娠。子供がいてもいいかなと思つたが、仕事や学業を休む気も減らず気もなかつたので「私の面倒を見なくていいから、出産費用を出して欲しい。育児は男性側がする」という内容の契約をした。

出産のたびに入籍を繰り返す

A氏が勤務している会社から出産補助金をもらうため、入籍し、100日後に離婚した。A氏は自分で育てるとい

約束をはたさずに、長女は地方に住んでいるA氏の母が引き取って育てた。3年後に第2子を妊娠したが、お腹の子供が双子とわかつたとき、医師から「華奢だから出産で何かあっても責任は取れない」といわれた。中絶を望んだがA氏に断られた。このときも「養育は男性側で」という内容の契約をし、公正証書にまでしたという。長女のと

きと同様に入籍し、4日後に離婚した。二度の入籍時も姓は変えなかつた。双子で生まれた次男は3週間後に死亡した。長男はA氏が施設に預けたため、深見氏は一度も長男に会っていない。3か月に及ぶ入院。退院して3週間後から、がむしゃらに仕事をした。長男が3歳のとき、地方の国立大学に助教として8年間単身赴任した。家計は独立していたので、深見氏は思い切り仕事ができたと、A氏は私設図書館を建設できたのだという。

「ここまで仕事をするには子供を育てる選択はなかつた。長女が生まれたときに、子育ての合間に近所の子供に

ピアノを教える道を選んでいたら今の私はない(深見氏)」

深見氏がA氏を提訴したのは、手紙一通を手渡されただけで「別の女性と結婚する」と告げられたからだ。子供の将来について話し合う姿勢がなかったことなどからだといい。

「子供の将来というのは相続に関してです。最高裁で争うような相手とでも子供がいれば財産問題が発生するので(深見氏)」

深見氏が万が一のことがあつた場合、長女の出産後に取得した新宿区の土地家屋や金融資産はA氏が管理することになる。それは、どう考えても我慢のならないことだという。

「事実婚」である内縁関係に関する判例では、58年に「男女が協力して夫婦生活を営んでいれば、法律婚に準ずる」とした最高裁判決があり、その後これを基準にして、いわゆる「事実婚内縁関係に含まれる」とも法的保護を認めることが多くなつた。

内縁、事実婚を法律に準ずる「準婚」として裁判所が認めるには、①共同生活の有無、②家計の同一性、③子供の共同養育などの要素を総合的に考慮して判断する。ところが今回のケースのようにひとつも要件を満たしていない「パートナー関係」でも、当事者同士が「かけがえの

ない相手」と思っていれば、別姓や週末婚、果ては同性婚などの様々なスタイルが「事実婚」になる。

離婚問題を多く手がける青木孝弁護士の、今回の判決をこう分析する。「一緒の財布で生活して子供を育てているという今までの内縁とは少しずれていたから、この判決だったのだらうと思う。87年9月2日に最高裁で出た有責配偶者婚姻を破綻させた原因を作った配偶者からの離婚の申し立てを、はじめて認めた判例以来のインパクトがあるように思う」

海外では同性婚を認める例も

実際、様々な事情で同居するまでに至らない「パートナー関係」にある男女は、深見氏のケースにみるまでもなく、いまや世間では特異な例ではなくなつてきている。



子供はかすがいいが...

7年間「パートナー関係」を続けている派遣社員B子氏(43歳)と、会社員のB氏(35歳)の事情はこうだ。B子氏がバツイチで、年下のB氏との結婚を彼の両親に反対されているためだ。B子氏はいう。

「私には2人の子供と実母がいる家庭がある。子供も母も彼のことば公認している」

休日には彼の住まいに行くが、家事をしようとするとながら遠慮するから茶碗を洗う程度だ。食事でも子供を交えての旅行も、割り勘が基本だ。

「入籍できないのなら、彼の子供を生んで別れようと思ったこともある。でも、結婚できないからといって無理に別れることもないと思う(元夫との間に2人の子供がいる会社員のC子氏(44歳)は、38歳で北欧出身のC氏(ハワイ在住)と「国際パートナー関係」を13年間実践している。彼女の事情は「国籍問題」だ。日本人のC子氏は「私はアメリカ国籍が欲しい。彼と結婚しても出身国の国籍になるから意味がない」という。年に2回2週間ずつハワイで会っている。

会社員のD子氏(25歳)はすし職人のD氏(27歳)と同居している。家事や家計費の分担の割合はつきりしていない。「入籍しない理由はきつかけがないだけ。彼の実家に1か月に一度泊まりに行っている(D子氏)」

ボデイセラピストのE子氏(32歳)と会社員のE氏(38歳)は「プレ夫婦生活」をしている。E子氏の入籍しない理由は「本当にこの人とうまくやっていけるかどうかを見極めるため」だ。

厚生労働省の「人口動態統計」によると、03年の婚姻件数は約74万200組。前年の02年に比べるとおよそ2万組減少している。ところが02年6月に調査された国立社会保険・人口問題研究所の「出生動向基本調査」では、10年前に比べると、同棲経験のある未婚男女(25~29歳の割合は、男性が6・7%から10・3%に、女性が4・5%から10%に増えているから、事実婚の裾野は確実に増加しているといえる。

フランスでは99年に「連帯的市民契約(PACS)法」が成立し、契約を役所に届ければ、事実婚だけでなく同性カップルでも結婚に準じた社会的地位を認めるようになり、事実婚件数が増加したという。今後日本でも、法律の枠内に収めようとしても収まりきらない男女関係が増加していくだろう。

深見氏本人がいう。「高裁で勝つてこの事件が人に知られないで終わつたより、ずっとよかつた。この事件のサイトも開きました。私の苦い経験をもとに女性が働くことと子供を産むことを多くの人が考えてもらいたい。私はその後、知り合ったパートナーと週半分、同居しています」

最高裁も迷う「新しい結婚形態」が増えた